

府中市インフラマネジメント計画改定検討協議会（第 2 回）以降に委員から寄せられた質問及び回答

※施策・施設の番号については令和 6 年 7 月 9 日時点

施策・施設	質問	回答
②下水道使用料の適正化	金額ではなく、経費回収率で開示する方針でしょうか。	下水道事業における経費回収率は、下水道使用料で回収すべき汚水処理経費を、どの程度使用料で賄えているかを表したもので、使用料水準等を評価する重要な指標です。なお、令和 4 年 3 月に地方公営企業法施行規則が改正されたことにより、決算書において経費回収率を含む経営指標を開示することとなったため、下水道事業では毎年度決算書にて経費回収率を開示することで適正性を示しております。 下水道使用料の適正化については、地方公営企業法第 21 条第 2 項の規定により、下水道使用料は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならないとあり、ここでの適正な原価とは、汚水処理原価のことを指しています。このため、汚水処理原価と使用料単価との比較分析が適正化を図るうえで重要な指標となりますが、これは料金算定の基礎となる指標であり、適正性を測る指標ではないため、経費回収率を引き続き開示する方針です。

③新たな歳入手法の導入 ・③-1 花壇・ベンチなどへのスポンサー制度等の導入 ・③-3 クラウドファンディング等の導入の検討	クラウドファンディング制度が検討・実施された場合、③ー1,③ー3のいずれに記載されるのでしょうか？	公園のスポンサー制度に附随するものは、③ー1に記載します。インフラ全体に関することは③ー3に記載します。
④道路占用料の適正化	平成27年度の実績額と比較した差額で示すということでしょうか。	R4年度との比較で記載します。
⑥法定外公共物の活用	計画策定時（2018年）との比較で示すのか、短期計画期間（H30～R3年度）との比較で示すのか、どちらでしょうか？	短期計画期間（H30～R3年度）との比較で記載します。
⑨市民への周知活動	市民意識調査は毎年実施しない（できない）と理解しておりますが、効果算出が必要な年度には必ず調査することに対応するという方針でしょうか。	総合計画に関する市民意識調査は、毎年度実施されます。
⑩行政手続等のオンライン化	人件費（残業代）削減や紙の削減など、削減された経費の金額で効果を図る	【証明件数】×【短縮時間】×【1分あたりの職員人件費】で効果を算出することとします。また、オンライン化に際し委託や設備投資等を行う予定は無く、市

	ということでしょうか。この取組によってオンライン化のための設備投資が必要になる場合、その投資額との差額で算定するのでしょうか。	で運用しているサービスを応用することで対応が可能と考えています。
⑪ 道路等包括管理事業	予算削減額だけでなく、(事務局案)の内容も並列して開示する方針でしょうか。	これまでは、従来委託費と包括実施時の委託費の差分を効果額としていました。しかし、計画改定後は、アンケート調査による市民満足度の集計といたします。
⑫ インフラマネジメントシステム	システム投資額との差額で算定するのでしょうか。	職員が窓口で対応に要していた時間の削減分が効果となります。 算出方法は【証明件数】×【短縮時間】×【1分当たりの職員人件費】となります。
⑬ 公園緑地等の管理における官民連携の推進 ・⑬-1 公園緑地等の指定管理者制度等の導入 ・⑬-2 公園緑地等の指定管理者制度等の拡充	金額だけでなく、市民満足度も並列して開示する方針でしょうか。 「従前、維持管理に要していた費用」というのはいつ時点のものを指していますでしょうか。	・基本的には開示することで検討しています。 ・令和4年度との比較になると考えます。
	⑬の1と2は分けて効果を示すことは難しいように思われますが、この2	⑬の1と2の項目を統一する方向で検討しています。

	つは区分せずに、金額と市民満足度を示すということでしょうか。	
⑭ 不具合の通報制度	どのような方法で効果を算定する方針かご教示ください。	アンケート調査による市民満足度の集計になると考えます。
⑮ インフラ管理ボランティア制度（府中まちなかきらら） ・⑮-1 インフラ管理ボランティア制度の周知 ・⑮-2 インフラ管理ボランティア制度の拡充	③-1 との関係整理が難しいのですが、ボランティアによる花壇の自主管理（スポンサー）により削減した費用は⑮で示し、③-1 では効果は算定しないということでしょうか。	その通りです。
	⑮の1と2は分けて効果を示すことは難しいように思われますが、指標を区別している趣旨をお聞かせください。	1は制度の周知によって登録団体を増やすことに主眼を置いています。2は登録団体にアンケートを取って制度の使いやすさという点に主眼を置いています。
⑯ 車道 ・⑯-1 パトロール・点検 ・⑯-2 定期的な調査の実施 ・⑯-3 府中市道路	パトロールによる巡回発見件数などの方が、より直接的に効果を示す指標のようにも思われますが、アンケート	巡回発見数は、巡回を確実に実施すれば数値が減る傾向にあり、また、頻度を増やすことがコスト増に繋がることや管理水準を確保されているかを表せる数値ではないため市民満足度で評価する方が望ましいと考えます。

舗装長寿命化修繕計画に基づく管理	による市民満足度を採用する趣旨をお聞かせください。 あるいは、⑩-1～3をまとめて「対策実施率」で評価することも考えられると思いますが、その点はいかがでしょうか。	また、対策実施率は個別の実施数値を把握することが難しいと考えております。
	⑪-2、⑫-2とは異なり、車道については「更新」は発生しないため追記不要ということでよろしいでしょうか。	調査や法定点検を行い、修繕計画等に反映させ、計画に基づき更新（補修更新）を行うものは、調査（法定点検）の実施と計画に基づく管理（管理には補修更新を含んでいる）に取組みを分けております。 計画を策定せず、調査や日常管理のパトロール・点検の結果を踏まえ更新するものは、調査及び更新（補修更新）の取組みとしております。
⑬ 歩道・植樹ます ・⑬-1 パトロール・点検 ・⑬-2 府中市街路樹の管理方針を踏まえた補修更新	パトロールによる巡回発見件数などが、より直接的に効果を示す指標のようにも思われますが、アンケートによる市民満足度を採用する趣旨をお聞かせください。 あるいは、⑬をまとめて「歩道改良整備	巡回発見数は、巡回を確実に実施すれば数値が減る傾向にあり、また、頻度を増やすことがコスト増に繋がることや管理水準を確保されているかを表せる数値ではないため市民満足度で評価の方が望ましいと考えます。 歩道改良整備実施区間延長については、目標値（●年度までに●m等）を決めて実施しているわけではないため、満足度で評価の方が望ましいと考える。

	実施区間延長」で評価することとも考えられると思いますが、その点はいかがでしょうか。	
⑱街路樹 ・⑱-1 パトロール・点検 ・⑱-2 せん定・刈込み ・⑱-3 除草 ・⑱-4 安全な通行空間の確保に伴う街路樹の伐採	⑱-2 は、単発ではなく定期的に実施されることが重要と思われるのですが、「定期的な」は不要でしょうか？（念のための確認ですので、ご放念いただいても結構です）	府中市街路樹の管理方針に従って、道路空間や樹種の特徴に合わせたせん定や刈込みを行ってまいりますので、「街路樹の管理方針に基づくせん定・刈込み」に修正します。
	⑱-3 は、⑱-2 に含めずに、独立で記載する重要性があるということでしょうか。	道路等包括管理事業を実施する中で、雑草により沿道景観を保てなかったことが課題としてあったため、取組として挙げさせていただきました。
	⑯や⑰と異なり、将来的に発生したであろう、せん定費用から算定していますが、「将来」というのは令和 34 年度より先のことを指しているのでしょうか。あくまで個人的な見解ですが、単にいつ撤去するかというタイミングの	既存の樹木が無くなることで、伐採後の剪定費用が掛からなくなるという考えで効果額としております。

	問題であり、削減効果というものとは少し性質が違うもののようにも思われます。	
⑱ 標識 ・ ⑱-1 パトロール・点検 ・ ⑱-2 定期的な調査と更新の実施	パトロールによる巡回発見件数などが、より直接的に効果を示す指標のようにも思われますが、アンケートによる市民満足度を採用する趣旨をお聞かせください。また、⑱はまとめて一つの指標で示す方針でしょうか。	巡回発見数は、巡回を確実に実施すれば数値が減る傾向にあり、また、頻度を増やすことがコスト増に繋がることや管理水準を確保されているかを表せる数値ではないため市民満足度で評価する方が望ましいと考えます。 施策・施設ごとの指標は一つの指標で示す方針です。
⑳ 街路灯 ・ ㉔-1 E S C O 事業等の導入 ・ ㉔-2 灯柱等の更新	㉔-2 に「更新」が追加されていますが、㉔-2、㉕-2 の表現と平仄を合わせる必要がないか、念のためご確認ください。	法定点検や調査を行い、修繕計画等に反映させ、計画に基づき更新（補修更新）を行うものは、調査（法定点検）の実施と計画に基づく管理（管理には補修更新を含んでいる）に取組みを分けております。 計画を策定せず、調査や日常管理のパトロール・点検の結果を踏まえ更新するものは、調査及び更新（補修更新）の取組みとしております。
㉕ 道路反射鏡 ・ ㉕-1 パトロール・点検	パトロールによる巡回発見件数などが、より直接的に効果を示す指標	巡回発見数は、巡回を確実に実施すれば数値が減る傾向にあり、また、頻度を増やすことがコスト増に繋がることや管理水準を確保されているかを表せる数

・ ㉑-2 パトロール・点検を踏まえた更新の実施	のようにも思われますが、アンケートによる市民満足度を採用する趣旨をお聞かせください。 また、㉑はまとめて一つの指標で示す方針でしょうか。 ⑬-2、⑱-2、⑱-3、⑲-2、㉑-2、㉔-2 で表現が多少異なっていますが（「定期的」「パトロール・点検を踏まえた」など）、平仄を合わせる必要がないか、念のためご確認ください。	値ではないため市民満足度で評価する方が望ましいと考えます。 施策・施設ごとの指標は一つの指標で示す方針です。 法定点検や調査を行い、修繕計画等に反映させ、計画に基づき更新（補修更新）を行うものは、調査（法定点検）の実施と計画に基づく管理（管理には補修更新を含んでいる）に取組みを分けております。 計画を策定せず、調査や日常管理のパトロール・点検の結果を踏まえ更新するのは、調査及び更新（補修更新）の取組みとしております。
㉒ 橋りょう ・ ㉒-1 パトロール・点検 ・ ㉒-2 法定点検の実施 ・ ㉒-3 府中市橋梁長寿命化修繕計画に基づく管理	パトロールによる巡回発見件数などの方が、より直接的に効果を示す指標のようにも思われますが、アンケートによる市民満足度を採用する趣旨をお聞かせください。 あるいは、㉒をまとめて「対策実施率」で評価することも考えられると思い	巡回発見数は、巡回を確実に実施すれば数値が減る傾向にあり、また、頻度を増やすことがコスト増に繋がることや管理水準を確保されているかを表せる数値ではないため市民満足度で評価する方が望ましいと考えます。 また、対策実施率は個別の実施数値を把握することが難しいと考えております。

	ますが、その点はいかがでしょうか。	
②③ 立体横断施設等 ・②③-1 パトロール・点検 ・②③-2 ペDESTリアンデッキの法定点検の実施 ・②③-3 ペDESTリアンデッキの維持管理計画の見直し ・②③-4 エレベーター・エスカレーターの定期的な点検の実施	パトロールによる巡回発見件数などが、より直接的に効果を示す指標のようにも思われますが、アンケートによる市民満足度を採用する趣旨をお聞かせください。 また、②③はまとめて一つの指標で示す方針でしょうか。	巡回発見数は、巡回を確実に実施すれば数値が減る傾向にあり、また、頻度を増やすことがコスト増に繋がることや管理水準を確保されているかを表せる数値ではないため市民満足度で評価する方が望ましいと考えます。 施策・施設ごとの指標は一つの指標で示す方針です。
	②③-4 は法定点検の意味でよろしいでしょうか。	点検としては、毎月行う保守点検と毎年行う法定点検があります。
②④ 大型構造物 ・②④-1 パトロール・点検 ・②④-2 定期的な調査の実施と対応	パトロールによる巡回発見件数などが、より直接的に効果を示す指標のようにも思われますが、アンケートによる市民満足度を採用する趣旨をお聞かせください。 また、②④はまとめて一つの指標で示す方針でしょうか。	巡回発見数は、巡回を確実に実施すれば数値が減る傾向にあり、また、頻度を増やすことがコスト増に繋がることや管理水準を確保されているかを表せる数値ではないため市民満足度で評価する方が望ましいと考えます。 施策・施設ごとの指標は一つの指標で示す方針です。
②⑤ 公園緑地等(植栽・花壇)	他の項目のようにアンケートによる	市民満足度を市政世論調査(住まいの環境⑩「公園・遊び場」)により把握します。

・②⑤-1 パトロール・点検 ・②⑤-2 公園樹木の間引き ・②⑤-3 植栽・花壇のボランティアによる管理 ・②⑤-4 スポットパーク及び公共植栽地のボランティアによる管理	市民満足度ではなく、市民からの要望や相談件数を指標として示す方針でしょうか。	
	⑱-4 と同様	既存の樹木が無くなることで、伐採後の剪定費用が掛からなくなるという考えで効果額としております。
	③-1、⑮-1 との関係性が理解できておりませんので、各項目における効果の開示方針についてご教示ください。 2018 年の時には旧②④-3 について具体的な金額が記載されていましたが、どのように算出されたものでしょうか。	項目内容を変更予定です。
		申し訳ありませんが、算出根拠が再現できませんでした。
②⑥ 公園緑地等（遊具等） ・②⑥-1 パトロール・点検 ・②⑥-2 府中市公園施設長寿命化計画に基づいた更新及び集約化・合同化	他の項目のようにアンケートによる市民満足度ではなく、市民からの要望や相談件数を指標として示す方針でしょうか。また、②⑥はまとめて一つの指標で示す方針でしょうか。 2018 年の時には具	市民満足度を市政世論調査（住まいの環境⑩「公園・遊び場」）により把握します。
		申し訳ありませんが、算出根拠が再現できませんでした。

	体的な金額が記載されていましたが、どのように算出されたものでしょうか。	
②⑦ 公園緑地等（便益施設・その他施設） ・②⑦-1 パトロール・点検 ・②⑦-2 便益施設等の計画的な更新及び集約化・合同化	どのような方法で効果を算定する方針かご教示ください。	市民満足度を市政世論調査（住まいの環境⑩「公園・遊び場」）により把握します。
	どのような方法で効果を算定する方針かご教示ください。2018年の時には具体的な金額が記載されていましたが、どのように算出されたものでしょうか。	申し訳ありませんが、算出根拠が再現できませんでした。
②⑧ 法定外公共物 ・②⑧-1 パトロール・点検 ・②⑧-2 法定外公共物の付替及び交換の推進	パトロールによる巡回発見件数などの方が、より直接的に効果を示す指標のようにも思われますが、アンケートによる市民満足度を採用する趣旨をお聞かせください。また、②⑧はまとめて一つの指標で示す方針でしょうか。	巡回発見数は、巡回を確実に実施すれば数値が減る傾向にあり、また、頻度を増やすことがコスト増に繋がることや管理水準を確保されているかを表せる数値ではないため市民満足度で評価する方が望ましいと考えます。 施策・施設ごとの指標は一つの指標で示す方針です。
②⑨ 下水道	どのような方法で	平成30年（2018年）時点では、

	効果を算定する方針かご教示ください。2018年の時に記載している方法で算定することは可能なのでしょうか。	下水道事業は特別会計だったため、将来見通しに対し、事業費を平準化した場合の予測経費を比較するほかありませんでした。 しかし、令和2年度より地方公営企業法を一部適用し、企業会計により経理を行うようになったことで、下水道管渠を含むすべての下水道施設を資産化し管理するようになったため、有形固定資産減価償却率や管渠老朽化率等を算出できるようになりました。これにより、毎年度決算書にて下水道事業資産の可視化を行っております。 なお、膨大な資産を保有するという下水道事業経営の特性により、耐用年数に応じた資産の再投資を行うことは量的にも財源的にも困難であることから、府中市公共下水道ストックマネジメント計画に基づき計画的な投資活動を行っております。 下水道事業は公営企業であることから、一般的な投資対効果の検討は適さないと考えるため、府中市下水道事業経営戦略によって長期的な財政の健全性が保たれることを示し続けることが効果として代わるものと考えています。
--	---	--